

観観産第 2044 号
観 参 第 1290 号
令和 3 年 3 月 23 日

旅行業者 代表者 殿

国土交通省観光庁
観光産業課長
参事官（旅行振興）
（公印省略）

取り扱う民泊物件に関する報告依頼

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号。以下「法」という。）では、旅行業者は法第 13 条各号において違法行為のあつせん等が禁止されている。

このため、令和 3 年 3 月 31 日時点において取り扱ういわゆる民泊物件（住宅宿泊事業法の届出に基づく届出住宅の他、旅館業法の許可を受けた施設、国家戦略特区法の認定を得た施設等を含む。以下同じ。）について報告を求め、観光庁において適法性の確認を行ったところ、適正な届出、許可が確認できなかった物件が一定数確認された。

適法と確認できなかった物件については、速やかに削除等するよう観光庁から指導を行ってきたところであるが、今般、あらためて取り扱う民泊物件の状況等を把握する必要があることから、令和 3 年 3 月 31 日時点の全ての取り扱い物件について、別添調査票 1～5 に基づいて報告をいただきたい。

これらの依頼は、法第 70 条第 1 項に規定されている業務に関する報告を求めるものである。

記

1 提出期限

令和 3 年 4 月 15 日（木）

2 提出先

以下のメールアドレスに、調査票を送信下さい。

hqt-tyukai.houkoku@gxb.mlit.go.jp<国土交通省観光庁観光産業課宛>